【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を金融庁長官に行つた者を除く。以下この節において同じ。）以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二　第十条各号に掲げる者が金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三　新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより買付け等をする場合

四　第六条の二第一項第一号から第三号まで、第十一号及び第十二号に掲げる買付け等をする場合

五　第十条各号に掲げる者が、その有する株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

六　第六条の二第一項第十五号に掲げる買付け等をする場合

七　その株券等が上場されている外国の金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十四条の三の七第二号において同じ。）が所在する外国において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付け（公開買付けに類するものであつて外国の法令に基づいて不特定かつ多数の者に対して行われる株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をいう。同号において同じ。）により買付け等をする場合

八　会社法第百十六条第一項、第百九十二条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求に基づき株券等に係る買付け等をする場合

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を金融庁長官に行つた者を除く。以下この節において同じ。）以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二　第十条各号に掲げる者が金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三　新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより買付け等をする場合

四　第六条の二第一項第一号から第三号まで、第十一号及び第十二号に掲げる買付け等をする場合

五　第十条各号に掲げる者が、その有する株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

六　第六条の二第一項第十五号に掲げる買付け等をする場合

七　その株券等が上場されている外国の金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十四条の三の七第二号において同じ。）が所在する外国において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付け（公開買付けに類するものであつて外国の法令に基づいて不特定かつ多数の者に対して行われる株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をいう。同号において同じ。）により買付け等をする場合

八　会社法第百十六条第一項、第百九十二条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求に基づき株券等に係る買付け等をする場合

（改正前）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を金融庁長官に行つた者を除く。以下この節において同じ。）以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二　第十条各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三　新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより買付け等をする場合

四　第六条の二第一項第一号から第三号まで、第十一号及び第十二号に掲げる買付け等をする場合

五　第十条各号に掲げる者が、その有する株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

六　第六条の二第一項第十五号に掲げる買付け等をする場合

七　その株券等が上場されている外国の証券取引所（証券取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十四条の三の七第二号において同じ。）が所在する外国において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付け（公開買付けに類するものであつて外国の法令に基づいて不特定かつ多数の者に対して行われる株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をいう。同号において同じ。）により買付け等をする場合

八　会社法第百十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求に基づき株券等に係る買付け等をする場合

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】

（改正後）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を金融庁長官に行つた者を除く。以下この節において同じ。）以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二　第十条各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三　新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより買付け等をする場合

四　第六条の二第一項第一号から第三号まで、第十一号及び第十二号に掲げる買付け等をする場合

五　第十条各号に掲げる者が、その有する株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

六　第六条の二第一項第十五号に掲げる買付け等をする場合

七　その株券等が上場されている外国の証券取引所（証券取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十四条の三の七第二号において同じ。）が所在する外国において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付け（公開買付けに類するものであつて外国の法令に基づいて不特定かつ多数の者に対して行われる株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をいう。同号において同じ。）により買付け等をする場合

八　会社法第百十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求に基づき株券等に係る買付け等をする場合

（改正前）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を金融庁長官に行つた者を除く。以下この節において同じ。）以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二　第十条各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

（三　新設）

三　第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

四　第十条各号に掲げる者が、その有する株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

五　第七条第五項第十号に掲げる買付け等をする場合

（七、八　新設）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を金融庁長官に行つた者を除く。以下この節において同じ。）以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二　第十条各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三　第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

四　第十条各号に掲げる者が、その有する株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

五　第七条第五項第十号に掲げる買付け等をする場合

（改正前）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を金融庁長官に行つた者を除く。以下この節において同じ。）以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二　第十条各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三　第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

四　第十条各号に掲げる者が、その有する株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

五　第七条第五項第五号に掲げる買付け等をする場合

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】

（改正後）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を金融庁長官に行つた者を除く。以下この節において同じ。）以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二　第十条各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三　第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

四　第十条各号に掲げる者が、その有する株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

五　第七条第五項第五号に掲げる買付け等をする場合

（改正前）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を金融庁長官に行つた者を除く。以下この節において同じ。）以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二　第十条各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三　第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

四　第十条各号に掲げる者が、その有する株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

（五　新設）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を金融庁長官に行つた者を除く。以下この節において同じ。）以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二　第十条各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三　第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

四　第十条各号に掲げる者が、その有する株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

（改正前）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を金融再生委員会に行つた者を除く。以下この節において同じ。）以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二　第十条各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三　第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

四　第十条各号に掲げる者が、その有する株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を金融再生委員会に行つた者を除く。以下この節において同じ。）以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二　第十条各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三　第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

四　第十条各号に掲げる者が、その有する株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

（改正前）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を大蔵大臣に行つた者を除く。以下この節において同じ。）以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二　第十条各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三　第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

四　第十条各号に掲げる者が、その有する株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を大蔵大臣に行つた者を除く。以下この節において同じ。）以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二　第十条各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三　第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

四　第十条各号に掲げる者が、その有する株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

（改正前）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を大蔵大臣に行つた者を除く。以下この節において同じ。）以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二　第十条各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三　第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

（四　新設）

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】

（改正後）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を大蔵大臣に行つた者を除く。以下この節において同じ。）以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二　第十条各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三　第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

（改正前）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を大蔵大臣に行つた者を除く。以下この章において同じ。）以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二　第十条各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三　第七条第二項第三号又は第四号に掲げる買付け等をする場合

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を大蔵大臣に行つた者を除く。以下この章において同じ。）以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二　第十条各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三　第七条第二項第三号又は第四号に掲げる買付け等をする場合

（改正前）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を大蔵大臣に行つた者を除く。以下この章において同じ。）以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二　第十条各号に掲げる者が証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三　第七条第二項第三号又は第四号に掲げる買付け等をする場合

【平成3年12月10日 政令第367号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 政令第48号】 （改正なし）

【平成2年10月31日 政令第317号】

（改正後）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を大蔵大臣に行つた者を除く。以下この章において同じ。）以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二　第十条各号に掲げる者が証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三　第七条第二項第三号又は第四号に掲げる買付け等をする場合

（改正前）

　（公開買付けによらないで買付けができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の四第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　公開買付代理人が公開買付けに係る届出をした者及びその特別関係者以外の者の委託を受けて買付けをする場合

二　公開買付代理人が証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けをする場合

（三　新設）

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】 （改正なし）

【昭和63年8月9日 政令第242号】 （改正なし）

【昭和60年9月13日 政令第263号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 政令第196号】 （改正なし）

【昭和58年12月26日 政令第272号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 政令第238号】 （改正なし）

【昭和58年6月10日 政令第128号】 （改正なし）

【昭和57年9月28日 政令第270号】 （改正なし）

【昭和57年4月6日 政令第84号】 （改正なし）

【昭和56年9月22日 政令第288号】 （改正なし）

【昭和52年5月27日 政令第167号】 （改正なし）

【昭和51年6月25日 政令第164号】 （改正なし）

【昭和50年12月26日 政令第377号】 （改正なし）

【昭和46年8月13日 政令第267号】 （改正なし）

【昭和46年5月14日 政令第150号】

（改正後）

　（公開買付けによらないで買付けができる場合）

**第十二条**　法第二十七条の四第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　公開買付代理人が公開買付けに係る届出をした者及びその特別関係者以外の者の委託を受けて買付けをする場合

二　公開買付代理人が証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けをする場合

（改正前）

（新設）